

高齢者虐待防止に関するマニュアル

および

身体拘束廃止に関するマニュアル

運営会社：OHANAケア株式会社

■高齢者虐待防止に関するマニュアル

目次

虐待防止に関する指針	3
1. 基本方針	3
2. 虐待の定義	3
3. 虐待の種類	4
4. 介護施設職員等の虐待行為	4
5. 施設長の責務	5
6. 職員の責務	5
7. 研修の実施	5
8. 行為に対する処分	5
9. 虐待防止対策フロー	5
※注釈	7

■身体拘束廃止に関するマニュアル

目次

身体拘束適正化のための指針	8
1. 身体拘束廃止に向けての基本方針	8
2. 身体拘束廃止に向けた体制	9
3. 委員会における各職種の役割	10
4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針	10
5. 身体拘束廃止・改善の為の職員教育・研修	12
6. 指針の閲覧について	12

■高齢者虐待防止に関するマニュアル

虐待防止に関する指針

この指針は、OHANAケア株式会社が運営する事業所ALPHA工房に係る虐待を防止するための体制を整備することにより、利用者の人権を守り安全で健やかな生活を確保する為、老人福祉法、介護保険法等の趣旨を踏まえるとともに、高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」と略す。）第20条（注1）で求められている、高齢者虐待の防止等のための措置を明確にするため本マニュアルを定める。

1. 基本方針

（1）苦情処理の徹底 施設内における高齢者虐待を防止するために、施設は、利用者及びその家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決するよう最大限の努力をする。

（注1：高齢者虐待防止法第20条参照）

（2）虐待の早期発見 日々の利用者のモニタリングにより、高齢者虐待の兆候を早期に発見するよう努めると共に、兆候が現れた利用者については、速やかにサービス担当者会議を開催し、その状況について分析し、虐待の有無を検証する。（注2：高齢者虐待防止法第5条第1項参照）

（3）市町村等への通報職員は、施設内外での高齢者虐待の早期発見に努め、高齢者虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、その利用者の生命または身体に重大な危険が生じているときは、速やかにこれを市町村および各地域包括支援センターに通報する。

（注3：高齢者虐待防止法第21条第1項参照）（注4：高齢者虐待防止法第21条第6項参照）

藤沢市役所介護保険課介護給付係 0466-25-1111（内線3141）

鎌倉市役所高齢者いきいき課 0467-61-3947 930-7792

該当、藤沢市および鎌倉市地域包括支援センター ※複数あり

またこの通報をなした職員に関し、そのことを理由として解雇その他不利益な取り扱いを行わない。

（注5：高齢者虐待防止法第21条第7項参照）

2. 虐待の定義

本マニュアルでいう高齢者虐待とは介護施設および在宅において、職員および養護者等が意図的に利用者に対して不適切な取り扱いをすることを言う。

3. 虐待の種類

(1) 身体的虐待 暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。

具体的な例：たたく、つねる、蹴る、火傷させる、無理やり食事を口に入れる。ベッドに縛りつけたり、薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする。

(2) 介護・世話の放棄・放任 意図的であるか結果的であるかを問わず、高齢者のおこなうべきサービス提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させること。

具体的な例：入浴をしておらず異臭がする、皮膚が汚れている。水分や食事を十分に与えられておらず、脱水症状や栄養失調の状態にある。室内にゴミを放置する等、劣悪な環境の中で生活させる。必要とする介護・医療サービスを制限したり、使わせない。

(3) 心理的虐待 脅しや侮辱等の言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的に苦痛を与えること。

具体的な例：怒鳴る、ののしる、悪口を言う。排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話す等により本人に恥をかかせる。侮辱をこめて子供のように扱う。

(4) 性的虐待 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。具体的な例：排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。キス、性器への接触等を強要する。

(5) 経済的虐待 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

具体的な例：日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。本人の自宅等を本人に無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思、利益に反して使用する。

4. 介護施設職員等の虐待行為

高齢者虐待防止法第2条第5項に掲げられている、介護施設職員および養護者の虐待行為とは以下の事態を指す。

- ① 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ② 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- ④ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤ 高齢者の財産を不当に処分することその他、当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

5. 施設長及び管理者の責務

施設長及び管理者は苦情処理の体制を整備するとともに、職員に対する高齢者虐待に関する研修の実施、虐待防止の各種措置を講ずる責務を負う（注6参照）

6. 職員の責務

職員は日頃より、利用者のモニタリングを励行し虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報する。

ここでいう、「思われる」というのは、確たる証拠を必要とするものではない。

また、職員は、虐待に至らないまでも、その兆候を発見したときには速やかに施設長及び管理者に報告（虐待兆候発見報告書）する責務を有する。

7. 研修の実施

（1）高齢者の権利擁護について基本的な学習をおこない、常に適正な介護支援委に努めることとする。

また、ケアの技術や虐待に繋がる不適切ケアの研修や事例検討によって職員自らが意識を高め実践につなげることとする。

（2）高齢者虐待防止法の仕組みと留意すべき点を理解する。

（3）権利擁護の観点から施設運営を考え、サービス向上と相互の意識向上を図ることとする。

（4）研修は必要に応じ年1回開催することとする。

8. 行為に対する処分

利用者に対して虐待行為が明らかとなったときは、法人の定める就業規則の職員懲罰規定にかかわらず、会長に諮りその状況内容にもとづいて厳罰に処するものとし、原則として懲戒解雇の処分をおこなうこととする。

9. 虐待防止対策フロー

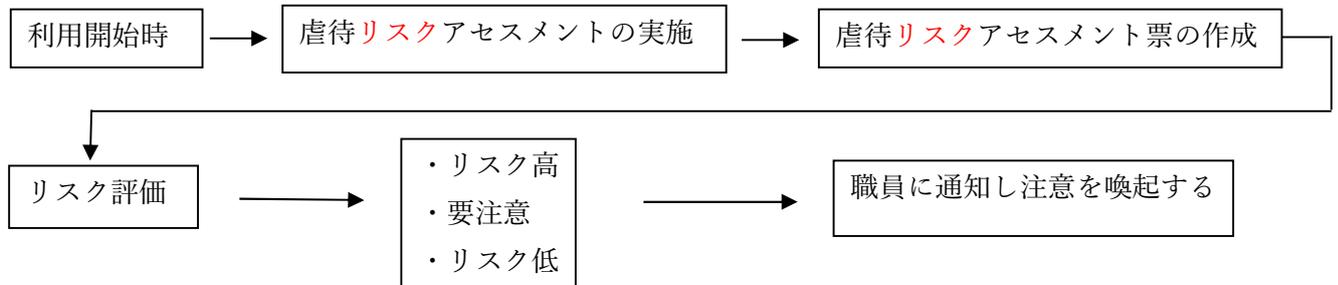
（1）利用時の虐待リスクを評価する

① 担当職員は利用時に当該利用者の虐待リスクを評価する。

（「虐待リスク・アセスメント票」を使用）

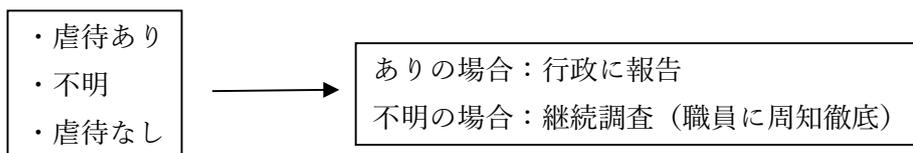
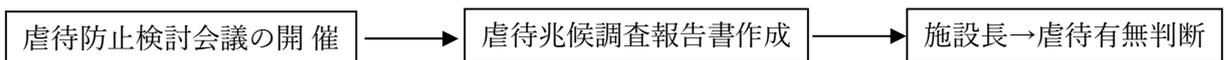
- ② 施設長及び管理者は上記の結果、虐待リスクが高い、又は要注意の場合は、全職員に口頭ないし文書で通知し、注意を喚起する。

【虐待リスク・アセスメントのフロー】



(2) モニタリングにより虐待の兆候を早期に発見する

- ① 施設の全ての職員は、虐待の兆候があった場合、「虐待通報等連絡書」に記入し、施設長及び管理者に直接提出しなければならない。
- ② 施設長及び管理者は「虐待通報等連絡書」が提出された場合、虐待防止検討委員会を招集しなければならない。
- ③ 虐待防止検討委員会においては、必要に応じて虐待の被害者及び加害者として疑われている人を出席させることができる。
- ④ 当該会議において虐待の可能性について慎重に調査し、5日間以内に「虐待兆候調査報告書」を施設長及び管理者に提出する。(在宅のケースは「職員」を「事業者」「家族」と置き換える。)
- ⑤ 施設長及び管理者は「虐待兆候調査報告書」を慎重に検討し、速やかに対策を講じる。
- ⑥ 虐待が認められた場合ないしは、かなりの確度で虐待が疑われる場合、施設長及び管理者は速やかに、行政に報告するものとする。



※早期発見の基本的な取り組み

- ・ 職員は日々の利用者の様子を観察し、不適切なケアを黙認せず、虐待の兆候を早期に発見できるように努める。
- ・ 養護者（高齢者を現に養護するものであり養介護施設従事者等以外のもの）によって虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や丁寧な相談支援を行うとともに、ケアマネジャーへ情報提供を行う。
- ・ 職員に対して定期的に研修を行い、虐待防止や身体拘束その他の行動制限などについて正しい知識を身につける。また、虐待の原因の一つとして挙げられるストレスの要因を取り除くために、必要に応じて職員の勤務シフトや業務分担、業務内容の調整を行う。

■身体拘束廃止に関するマニュアル

身体拘束適正化のための指針

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することであり利用者の尊厳ある生活を阻むものであることからALPHA工房では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人一人が身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努める。

1. 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 介護保険指定基準の身体拘束廃止の基準

ALPHA工房は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を禁止する。

しかしながら、以下の3要件のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

(2) 緊急・やむを得ない場合の三原則

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がない事。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

*緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分に検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行う。

また身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除するよう努める。

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常生活に以下のことに取り組む。

- 身体拘束廃止に向けて常に努力します。
- 身体拘束廃止に向けてあらゆる手段を講じます。

- ・ 身体拘束を許容する考え方はしません。
- ・ 安易に「やむを得ない」で身体拘束を行いません。
- ・ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返ります。
- ・ 利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ・ 言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ・ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ・ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

2. 身体拘束廃止に向けた体制

（１）身体拘束廃止委員会の設置

A L O H A 工房は、身体拘束を適正化することを目的として身体拘束適正化委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

①委員会設置目的

- ・ 身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・ 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・ 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ・ 身体拘束廃止に関する職員全体への指導
- ・ 高齢者虐待・身体拘束に関するマニュアルの見直し
- ・ 身体拘束ゼロを目指して、利用者に身体拘束をすることがないように、安全な環境

を目指して職員教育や訓練、施設の整備等の実施

②身体拘束廃止委員会の構成員

委員会は、管理者を委員長（総括責任者）、生活相談員を副委員長とし看護職員、介護職員の4名で構成する。

なお、委員長は委員会の趣旨に照らして必要と認められる職員を委員会に召集することができることとする。

③委員会の開催

- ・ 半年に1回定期開催をする。
- ・ 必要時には随時開催をする。

3. 委員会における各職種の役割

(管理者)

- 1) 身体拘束における諸課題の最高責任者
- 2) 身体拘束廃止委員会の総括管理
- 3) 施設のハード・ソフト面の改善

(生活相談員)

- 1) ケア現場における諸課題の総括管理
- 2) 職員に対しての現場における研修、指導実施
- 3) 医療機関、家族との連絡調整
- 4) 家族の意向に沿ったケアの確立
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

(看護職員)

- 1) 医師との連携
- 2) 施設における医療行為の範囲の整備
- 3) 重度化する利用者の状態観察
- 4) 記録の整備

(介護職員)

- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- 2) 利用者の尊厳を理解する
- 3) 利用者の疾病、傷害等による行動特性の理解する
- 4) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
- 5) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる

身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

4. 身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

1)委員会の開催

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり拘束による利用者の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認する。要件を検討・確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人、家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

2)利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・機関・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、充分理解が得られるように努める。

また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し同意を得たうえで実施する。

3)記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。

身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。

その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

※説明書と記録は、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」を用いる。

4)拘束の解除

3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告する。

《介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為》

- (1) 徘徊しないように、車椅子やベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ちあがったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルにつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。

(10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。

(11) 自分の意思で開けることの出来ない居室等に隔離する。

5.身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

①定期的な教育・研修（年2回）の実施

②新任者に対する身体拘束廃止・改善のための研修の実施

③その他必要な教育・研修の実施

6.指針の閲覧について

A L O H A 工房の身体拘束適正化のための指針は、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当施設のホームページに公表する。